

こんなのアリ!?と思ったら...

あきらめないで、まず相談!

賃貸住宅トラブル

住宅の賃貸借契約は長期間にわたることが多く、賃貸住宅のキズや汚れ等を借主と貸主のどちらが修繕しなければならないのかはつきりせずトラブルになることがあります。特に、退去時の「原状回復」に関するトラブルが多くなっています。



住み始めるときから、「いつか出て行く時」に備えておこう!

アドバイス

- 契約時** 契約する前に、契約内容の説明をよく聞き、契約書類の記載内容をよく確認しましょう。
- 入居時** 入居するときには、部屋にキズや汚れがないか、設備がきちんと動作するかよく確認し、写真を撮るなど記録に残しておきましょう。
- 入居中** 設備の不具合や雨漏りなどのトラブルが起きたら、すぐに貸主側に相談しましょう。
- 退去時** 退去時の部屋の状況を貸主と確認。精算内容をよく確認し、納得できない点は貸主に説明を求めましょう。

「原状回復」とは

賃貸借契約の「原状回復」とは、借主の故意・過失、また、借主が通常の使用方法とはいえないような使い方をしたことで生じたキズや汚れなどを元の状態に戻すことをいいます。賃貸借契約が終了した時、借主は、賃貸住宅の原状回復を行う義務を負います。しかし、借主の責任によるものではないキズや普通に使っても生じる損耗、年月の経過による損耗については、原状回復を行う義務はありません。

※『原状回復をめぐるトラブルとガイドライン』(国土交通省)参照

消費者トラブルのご相談は!

消費者ホットライン
[ナビダイヤルサービス]



188

近くの相談窓口(市町村又は県消費生活センター)につながります。

消費生活
相談窓口
(直通電話)

宮崎県消費生活センター	TEL 0985-25-0999
都城支所	TEL 0986-24-0999
延岡支所	TEL 0982-31-0999

